

平成29年 No.43

- 東京学芸大学カリキュラム実施細則等の一部を改正する細則
- 大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定に関する取扱要項等の一部を改正する要項
- 他大学への入学試験及び編（転）入学試験の受験に関する内規等の一部を改正する内規

改正理由

国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

学則の名称変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学カリキュラム実施細則等の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成29年11月20日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年細則第12号

東京学芸大学カリキュラム実施細則等の一部を改正する細則

次に掲げる細則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学カリキュラム実施細則（平成12年4月1日制定）
- (2) 東京学芸大学大学院教育学研究科(教職大学院の課程)カリキュラム実施細則（平成20年9月25日制定）
- (3) 東京学芸大学学生の懲戒等実施細則（平成25年細則第1号）

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定に関する取扱要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成29年11月20日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定に関する取扱要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定に関する取扱要項（平成18年1月12日制定）
- (2) 東京学芸大学授業料滞納者に係る取扱要項（平成19年1月11日制定）
- (3) 東京学芸大学転類等に関する取扱要項（平成21年2月27日制定）
- (4) 東京学芸大学再入学に関する要項（平成29年3月23日制定）

他大学への入学試験及び編（転）入学試験の受験に関する内規等の一部を改正する内規を次のように制定する。

平成29年11月20日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

他大学への入学試験及び編（転）入学試験の受験に関する内規等の一部を改正する内規

次に掲げる内規の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 他大学への入学試験及び編（転）入学試験の受験に関する内規（平成元年7月6日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学大学院学則第13条に規定する指導教員の決定及び役割等に関する教育学研究科における内規（平成10年3月26日制定）

東京学芸大学カリキュラム実施細則の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この細則は、東京学芸大学学則(平成16年学則第2号。以下「学則」という。)第5条第2項の規定に基づき大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)に準じ、本学の授業運営を円滑に進めることを目的として必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この細則は、平成29年11月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この細則は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>第5条第2項の規定に基づき大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)に準じ、本学の授業運営を円滑に進めることを目的として必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科(教職大学院の課程)カリキュラム実施細則の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この細則は、東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号。以下「大学院学則」という。）第12条の規定に基づき、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に準じ、本研究科（教職大学院の課程）の授業運営を円滑に進めることを目的として必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この細則は、平成29年11月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この細則は、<u>国立大学法人</u>東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号。以下「大学院学則」という。）第12条の規定に基づき、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に準じ、本研究科（教職大学院の課程）の授業運営を円滑に進めることを目的として必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学学生の懲戒等実施細則の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(懲戒処分のお知らせ)</p> <p>第3条 学長は、懲戒を決定した場合は、懲戒処分書（別紙様式1）を当該学生に手交により通知する。ただし、当該学生への手交が不可能な場合や当該学生が懲戒処分書の受け取りを拒否した場合は、他の適切な方法により通知する。</p> <p>(懲戒の公示)</p> <p>第4条 懲戒処分を行った場合は、懲戒の内容及びその事由を公示文書（別紙様式2）により学内に公示する。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>別紙様式1</p> <p style="text-align: center;">懲 戒 処 分 書</p> <p>[省略]</p> <p>東京学芸大学学則第30条及び第31条（大学院生の場合、「東京学芸大学大学院学則第34条」を記載）、並びに東京学芸大学学生の懲戒に関する規程に基づき、次のとおり懲戒処分に処する。</p> <p>[省略]</p> <p>別紙様式2</p> <p style="text-align: center;">公 示</p> <p>東京学芸大学学則第30条及び第31条（大学院生の場合、「東京学芸大学大学院学則第34条」を記載）、並びに東京学芸大学学生の懲戒に関する規程に基づき、次のとおり懲戒処分を行った。</p>	<p>[省略]</p> <p>(懲戒処分のお知らせ)</p> <p>第3条 学長は、懲戒を決定した場合は、懲戒処分書（別紙様式1）を当該学生に手交により通知する。ただし、当該学生への手交が不可能な場合や当該学生が懲戒処分書の受け取りを拒否した場合は、他の適切な方法により通知する。</p> <p>(懲戒の公示)</p> <p>第4条 懲戒処分を行った場合は、懲戒の内容及びその事由を公示文書（別紙様式2）により学内に公示する。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>別紙様式1</p> <p style="text-align: center;">懲 戒 処 分 書</p> <p>[省略]</p> <p><u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>第30条及び第31条（大学院生の場合、「東京学芸大学大学院学則第34条」を記載）、並びに東京学芸大学学生の懲戒に関する規程に基づき、次のとおり懲戒処分に処する。</p> <p>[省略]</p> <p>別紙様式2</p> <p style="text-align: center;">公 示</p> <p><u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>第30条及び第31条（大学院生の場合、「東京学芸大学大学院学則第34条」を記載）、並びに東京学芸大学学生の懲戒に関する規程に基づき、次のとおり懲戒処分を行った。</p>

〔省略〕

附 則

この細則は、平成29年11月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

〔省略〕

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改正	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要項は、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）<u>第6条第3項及び第7条第2項の規定に基づき、大学以外の教育施設等における文部科学大臣が定める学修を東京学芸大学（以下「本学」という。）における授業科目の履修とみなし、本学の卒業に必要な単位として認定する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成29年11月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要項は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則第6条第3項及び第7条第2項の規定に基づき、大学以外の教育施設等における文部科学大臣が定める学修を東京学芸大学（以下「本学」という。）における授業科目の履修とみなし、本学の卒業に必要な単位として認定する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学授業料滞納者に係る取扱要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(滞納学生の除籍)</p> <p>第7条 第2条から前条までの手続きを経た授業料滞納学生を除籍該当者とし、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）第28条及び東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号。以下「大学院学則」という。）第33条の規定に基づき、学長が除籍する。なお、除籍日は、当該授業料の納付に係る学期（学則第13条及び大学院学則第36条に規定する学期をいう。）の末日とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成29年11月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(滞納学生の除籍)</p> <p>第7条 第2条から前条までの手続きを経た授業料滞納学生を除籍該当者とし、<u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）第28条及び<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>（平成16年学則第1号。以下「大学院学則」という。）第33条の規定に基づき、学長が除籍する。なお、除籍日は、当該授業料の納付に係る学期（学則第13条及び大学院学則第36条に規定する学期をいう。）の末日とする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学転類等に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は，東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）第23条及び東京学芸大学学生諸手続等規程第14条の規定による課程の変更又は専攻，選修及びコースの変更（以下「転類等」という。）の取扱に関し，必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は，平成29年11月20日から施行し，平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は，<u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>（以下「学則」という。）第23条及び東京学芸大学学生諸手続等規程第14条の規定による課程の変更又は専攻，選修及びコースの変更（以下「転類等」という。）の取扱に関し，必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学再入学に関する要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第22条の規定に基づく再入学に関しては、この要項の定めるところによる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成29年11月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>国立大学法人</u>東京学芸大学学則（平成16年学則2号）第22条の規定に基づく再入学に関しては、この要項の定めるところによる。</p> <p>〔省略〕</p>

他大学への入学試験及び編（転）入学試験の受験に関する内規の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>4 学生は、合格発表後、直ちにその結果を学務課に報告し、他大学に入学する場合は、直ちに東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第27条及び東京学芸大学学生諸手続等規程に規定する手続をとらなければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この内規は、平成29年11月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>4 学生は、合格発表後、直ちにその結果を学務課に報告し、他大学に入学する場合は、直ちに国立大学法人東京学芸大学学則第27条及び東京学芸大学学生諸手続等規程に規定する手続をとらなければならない。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学大学院学則第 13 条に規定する指導教員の決定及び役割等に関する教育学研究科における内規の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>東京学芸大学大学院学則第13条に規定する指導教員の決定及び役割等に関する教育学研究科における内規</p> <p>(趣旨)</p> <p>1 東京学芸大学大学院学則第13条に規定する大学院教育学研究科の指導教員の決定及び役割等に関しては、この内規の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この内規は、平成29年11月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u></p>	<p><u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則第13条</u>に規定する指導教員の決定及び役割等に関する教育学研究科における内規</p> <p>(趣旨)</p> <p>1 <u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則第13条</u>に規定する大学院教育学研究科の指導教員の決定及び役割等に関しては、この内規の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p>

平成29年 No.44

○東京学芸大学大学院教育学研究科(修士課程)カリキュラム実施細則の一部を改正する細則

改正理由

国立大学法人東京学芸大学学則，国立大学法人東京学芸大学大学院学則及び教育学研究科（修士課程）授業科目の構成単位の名称変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

学則及びの教育学研究科（修士課程）授業科目の構成単位の名称変更に伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理する。

東京学芸大学大学院教育学研究科(修士課程)カリキュラム実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成29年11月20日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年細則第13号

東京学芸大学大学院教育学研究科(修士課程)カリキュラム実施細則の一部を改正する細則

東京学芸大学大学院教育学研究科(修士課程)カリキュラム実施細則（平成20年3月26日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院教育学研究科(修士課程)カリキュラム実施細則の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則，国立大学法人東京学芸大学大学院学則及び教育学研究科（修士課程）授業科目の構成単位の名称変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この細則は，東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第1号。以下「<u>大学院学則</u>」という。）第12条の規定に基づき，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に準じ，本研究科(修士課程)の授業運営を円滑に進めることを目的として必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(履修方法) 第8条 学生は，所属する専攻の履修基準に従って授業科目を履修しなければならない。 2 授業科目は，「授業科目名」及び「<u>講義記号</u>」から構成され，前年度と講義内容を変更して行う場合には「<u>講義記号</u>」を変更する。学生は，一度単位を認定された授業科目と「授業科目名」及び「<u>講義記号</u>」のいずれも同一の授業科目については，これを履修することができない。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> 1 この細則は，平成29年11月20日から施行する。 2 <u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更に係る改正については，平成22年4月1日から適用し，教育学研究科（修士課程）授業科目の構成単位の名称変更に係る改正については，平成21年度入学者から適用する。</u></p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この細則は，<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>第12条の規定に基づき，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に準じ，本研究科(修士課程)の授業運営を円滑に進めることを目的として必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(履修方法) 第8条 学生は，所属する専攻の履修基準に従って授業科目を履修しなければならない。 2 授業科目は，「授業科目名」及び「<u>講義題目</u>」から構成され，前年度と講義内容を変更して行う場合には「<u>講義題目</u>」を変更する。学生は，一度単位を認定された授業科目と「授業科目名」及び「<u>講義題目</u>」のいずれも同一の授業科目については，これを履修することができない。</p> <p>〔省略〕</p>

平成29年 No.45

○東京学芸大学教職特待生制度に関する要項の一部を改正する要項

改正理由

国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更並びに学部教育組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

学則の名称変更及び学部教育組織の再編に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学教職特待生制度に関する要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成29年11月20日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学教職特待生制度に関する要項の一部を改正する要項

東京学芸大学教職特待生制度に関する要項（平成21年2月27日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教職特待生制度に関する要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更並びに学部教育組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(資格)</p> <p>第4条 特待生となることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）第4条に規定する<u>学校教育系の各課程</u>に入学する学生で、将来、学校教員（保育士を含む。）になる意志の強い者</p> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要項は、平成29年11月20日から施行する。</u></p> <p><u>2 国立大学法人東京学芸大学学則の名称変更に係る改正については、平成22年4月1日から適用し、学部教育組織の再編に係る改正については、平成27年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(資格)</p> <p>第4条 特待生となることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>国立大学法人東京学芸大学学則</u>（平成16年学則第2号）第4条に規定する<u>教育系の各課程</u>に入学する学生で、将来、学校教員（保育士を含む。）になる意志の強い者</p> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

平成29年 No.46

○国立大学法人東京学芸大学外国留学に関する取扱要項の一部を改正する要項

改正理由

国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更並びに他の規程等との文言の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

学則の名称変更及び他の規程等との文言の統一に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学外国留学に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成29年11月20日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学外国留学に関する取扱要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学外国留学に関する取扱要項（平成28年5月13日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学外国留学に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学学則及び国立大学法人東京学芸大学大学院学則の名称変更並びに他の規程等との文言の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学学則 (<u>平成16年学則第2号</u>。以下「学則」という。) 第25条及び東京学芸大学大学院学則 (<u>平成16年学則第1号</u>。以下「大学院学則」という。) 第31条に定める留学に関する必要な事項は、法令及び学内規程等によるほか、この要項の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p>(単位認定の成績原簿上の取扱い)</p> <p>第11条 単位が認定された者の成績原簿の取扱いは、次により処理する。</p> <p>(1) 認定された単位は、当該授業科目の評価欄にNの標語を記入する。</p> <p>(2) 学部学生は、「Nは、学則第25条による留学生の認定単位である。」旨を、<u>大学院学生は、「Nは、大学院学則第31条による留学生の認定単位である。」旨を成績原簿の「評価基準」の欄に記載する。</u></p> <p>[省略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この要項は、<u>平成28年5月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p> <p>2 外国留学に関する取扱要領 (昭和63年4月1日適用) は、廃止する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成29年11月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>国立大学法人東京学芸大学学則</u> (以下「学則」という。) 第25条及び<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>第31条に定める留学に関する必要な事項は、法令及び学内規程等によるほか、この要項の定めるところによる。</p> <p>[省略]</p> <p>(単位認定の学籍簿上の取扱)</p> <p>第11条 単位が認定された者の成績原簿<u>又は学籍簿</u>の取扱いは、次により処理する。</p> <p>(1) 認定された単位は、当該授業科目の評価欄にNの標語を記入する。</p> <p>(2) 学部学生は、「Nは、学則第25条による留学生の認定単位である。」旨を成績原簿の「評価基準」の欄に、<u>大学院学生は、「認は、大学院学則第31条による留学生の認定単位である。」旨を学籍簿の「備考」の欄に記載する。</u></p> <p>[省略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この<u>規則</u>は、平成28年4月1日から<u>施行</u>する。</p> <p>2 外国留学に関する取扱要領 (昭和63年4月1日適用) は、廃止する。</p>